

受益者様各位

2017年7月18日  
株式会社新生銀行

## ジャナス・セレクション ジャナス・ジャパン・ファンドの 終了(繰上償還)についてのご連絡

拝啓 受益者の皆様におかれては益々ご清栄のことと存じます。平素は、「ジャナス・セレクション ジャナス・ジャパン・ファンド」(以下、「ファンド」)をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

この度、ファンドの管理会社であるジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(以下、管理会社)より、ファンドを終了(繰上償還)する旨の連絡がありました。重要なご案内となりますので管理会社による添付レターをよくご確認いただきますようお願い申し上げます。

＜繰上げ償還のスケジュール(予定)＞

購入申込み最終日:2017年7月31日(月)受付分 (8月1日以降、ご購入の受付はできません)

換金(買戻し)申込み最終日:2017年10月16日(月)受付分

全口強制買戻し日(実質的な償還日):2017年10月17日(火)

なお、償還日までファンドを保有される場合、受益者の方の手続き等は不要です。

ファンドの償還金は2017年10月30日(月)以降にパワーフレックス口座に入金される予定です。

### 【ご参考】課税上の取扱い

ファンドは税法上、公募外国籍株式投資信託として取扱われます。償還(および譲渡。以下同じ)による差損益(円換算後の金額)は、譲渡所得として税率20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の申告分離課税となります。償還差損益は、上場株式等との損益通算等が可能です。(2017年7月18日現在の税制。将来における税務当局の判断により、これと異なる取扱いがなされる可能性や、税制等の変更により取扱いが変更される可能性があります。詳しくは、税理士等の専門家にご確認下さい。)

その他、ご不明な点がございましたら、新生パワーコール 0120-456-007 経由で、または直接、お取引いただいております支店の担当者までご照会くださいますようお願い申し上げます。新生パワーコールでの投資信託に関するご案内は平日8時~20時/土日・祝日10時~18時となっております。キャッシュカードと暗証番号をご用意のうえ、音声ガイダンスのあとに\*6→1と続けて押してください。オペレーターにつながります。

今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、何卒、よろしくようお願い申し上げます。

末筆となりましたが、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

2017年7月18日

受益者 各位

管理会社： ジャナス・キャピタル・トラスト・  
マネジャー・リミテッド

### 「ジャナス・ジャパン・ファンド」終了のお知らせ

受益者の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。平素は、アイルランド籍オープンエンド契約型外国投資信託ジャナス・セレクション（以下「当ファンド」といいます。）のジャナス・ジャパン・ファンド（以下「当サブファンド」といいます。）をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当サブファンドの終了につきまして、以下の通りご案内させていただきます。重要なご案内となりますので、是非ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

当ファンドの管理会社であるジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）は、2017年7月13日に管理会社取締役会における決議をもって、管理会社及びアイルランド銀行との間で締結された2001年7月31日付ジャナス・セレクト・ファンド（アンブレラ・ファンド）信託証書27条（d）（末尾参照）に基づき、2017年10月17日（予定）付で当サブファンドの全ての受益証券を買い戻すことになりました。詳細は以下の通りです。

#### 1. 効力を生ずる日

管理会社は、2017年7月13日に、管理会社取締役会における決議をもって、当サブファンドの終了を決定いたしました。当ファンドの終了に係る日程（予定）は下記の通りです。

株式会社新生銀行における販売停止日：	2017年 8月 1日（火）
買戻請求最終日：	2017年10月16日（月）
強制買戻日：	2017年10月17日（火）

#### 2. 理由

当サブファンドは、アイルランド籍ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ジャパン・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券（以下「アンダーライニング・ファンド」といいます。）に投資を行ってまいりました。しかしながら、運用残高の減少により、アンダーライニング・ファンドの運用が停止され、アンダーライニング・ファンドの買戻し手続きを行う方針が決定される予定です。

当サブファンドにおきましては、アンダーライニング・ファンドの買戻しにより運用継続が困難となることから、当サブファンドを継続することが現実的ではなく、全

ての受益証券を買戻し、当サブファンドを終了することが受益者の最良の利益に合致すると考えるに至りました。

なお、当ファンドにおける当サブファンド以外のサブファンドは、引き続き運用が行われます。

### 3. 直前に作成された当サブファンドの財産状況開示資料等の内容

2017年6月15日提出の当ファンド（ジャナス・セレクション）有価証券報告書中に記載の2016年12月31日付貸借対照表及び損益計算書のうち、当サブファンドに関する部分（注記は省略）を別紙に抜粋致します。当ファンドに係る財務書類の全体（注記を含む）は、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ、<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）で開示されている当ファンド有価証券報告書にてご確認ください。

### 4. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事象はございません。

### 5. 買戻しに関する事項について受益者の不利益となる事実

該当する事実はございません。

#### <ご参考>

管理会社及びアイルランド銀行との間で締結された2001年7月31日付ジャナス・セレクト・ファンド（アンブレラ・ファンド）信託証書27条（d）（和訳）

委託者\*または受託者\*\*\*が、受益者に対して書面による通知を行って本ファンド\*\*\*\*を終了させる権限を有するのは、以下の場合である。

- （i）本投資信託\*\*\*\*が合法と認められない場合、または経費、本投資信託もしくはファンドの全体の規模および委託者が関連があると判断するその他の要因を考慮した場合に本投資信託もしくはファンドを継続することが非現実的もしくは不適當であるか、または受益者の最良の利益に合致しないと委託者が判断する場合
- （ii）1990年ユニット・トラスト法に基づく本投資信託の認可が無効となった場合
- （iii）3取引日続けてファンドの純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合
- （iv）目論見書に記載されたその他の状況に該当する場合

※ 「委託者」とは、管理会社を意味します。

※※ 「受託者」とは、アイルランド銀行を意味します。

※※※ 「ファンド」とは各サブファンド、「本投資信託」とは当ファンド全体を意味します。

直前に作成された当ファンドの財産状況開示資料等の内容  
 (2017年6月15日提出の当ファンド有価証券報告書中に記載の  
 2016年12月31日付貸借対照表及び損益計算書のうち当サブファンドに関する部分)

## 1 【財務諸表】

## (1) 【貸借対照表】

(前略)

ジャナス・ジャパン・ファンド(a)	貸借対照表			
	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>流動資産：</b>				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,691	1,087	—	—
現金及び外国通貨	—	—	—	—
<b>未収金：</b>				
売却投資証券	—	—	—	—
発行ファンド受益証券	—	—	—	—
管理会社からの未収金	12,000	1,346	—	—
<b>流動資産合計</b>	<b>21,691</b>	<b>2,434</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>流動負債：</b>				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	—	—	—
現金及び外国通貨	—	—	—	—
<b>未払金：</b>				
購入投資証券	—	—	—	—
買戻しファンド受益証券	—	—	—	—
管理会社報酬	5	1	—	—
受益者サービス手数料	16	2	—	—
販売手数料	—	—	—	—
会計・管理・名義書換手数料	—	—	—	—
未払費用	12,005	1,347	—	—
<b>流動負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)</b>	<b>12,026</b>	<b>1,349</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産</b>	<b>9,665</b>	<b>1,084</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

カール・オサリバン

ピーター・サンズ

取締役

取締役

2017年4月24日

注記は財務諸表の一部を構成します。

(a) 本サブファンドは、2016年10月3日に運用を開始した。

## (2) 【損益計算書】

(中略)

## 損益計算書

ジャナス・ジャパン・ファンド(a)	2016年12月31日終了会計年度		2015年12月31日終了会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資収益：				
配当金	—	—	—	—
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純利益	791	89	—	—
収益合計	791	89	—	—
費用：				
管理会社報酬	5	1	—	—
受益者サービス報酬	16	2	—	—
販売会社報酬	—	—	—	—
監査報酬	6,793	762	—	—
会計・管理・名義書換手数料	—	—	—	—
その他費用	5,212	585	—	—
費用合計	12,026	1,349	—	—
費用補填の控除	(12,000)	(1,346)	—	—
費用補填考慮後純費用	26	3	—	—
運用純利益	765	86	—	—
財務費用				
買戻可能受益証券の受益者への配当：				
投資純利益—クラスA(米ドル) (毎月分配型)	—	—	—	—
投資純利益—クラスB(米ドル) (毎月分配型)	—	—	—	—
投資純利益—クラスA(円) (毎月分配型)	—	—	—	—
投資純利益—クラスB(円) (毎月分配型)	—	—	—	—
買戻可能受益証券の受益者への配当合計	—	—	—	—
運用による純資産の純増加額	765	86	—	—

損益計算書に計上されている損益以外に、財務諸表上の損益はありません。

注記は財務諸表の一部を構成します。

(a) 本サブファンドは、2016年10月3日に運用を開始した。

(後略)